

令和6年度 被扶養者資格継続調査を 実施します！

今年度も被扶養者資格継続調査を実施しますので、該当する組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、調査書や添付書類の提出がない場合、被扶養者の資格確認ができないため**認定取消し**となります。



調査対象者

令和6年4月1日現在、18歳以上70歳以下の被扶養者
(令和6年4月1日以降に被扶養者として認定された人を除きます。)

調査方法

7月に「被扶養者資格継続調査書」を所属所あてに送付しますので、調査対象者を有する組合員は、所属所の提出期限までに共済事務担当課へ提出してください。

被扶養者資格の取消し

この調査で被扶養者の要件を満たさないことが判明したときは、その要件を満たさなくなった日まで遡って被扶養者資格を取り消します。

なお、取消日以降に医療機関等で受診していた場合は、当組合が負担した医療費等を返還することになります。

必要添付書類

現況	添付書類
無職	非課税証明書（所得証明書）または無職証明書 扶養継続申立書（稼働能力のある組合員の子及び兄弟姉妹は必要）
学生	有効期限の記載がある学生証の写しまたは在学証明書の写し
給与収入がある (パート、アルバイト)	被扶養者資格継続調査書の裏面にある給与支払証明書に事業主から証明を受けてください。(令和5年7月分から令和6年6月分までの給与明細書の写しでも可)
年金収入がある	最新の年金額改定通知書の写しまたは年金支給通知書の写し
事業収入がある	令和5年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し
雇用保険、傷病手当金、 利子・配当収入がある	雇用保険受給資格者証の写しまたは手当金支給通知の写し等
別居をしている(学生を除く)	送金を確認できる書類（ATM利用明細書等の写し）

- 給与収入がある方で、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動がある場合は、給与収入が年間130万円以上(60歳以上の者や障害を支給事由とする年金たる給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者に給与収入等がある場合は180万円)であっても、事業主から「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を受けることで、収入要件を満たしているとみなします。
- 上記添付書類のほか、必要に応じて関係書類を求めることがあります。
- 個人番号による情報連携では、対象人数が多く一括取得が困難なため、添付書類の提出をお願いします。

上記記事に関するお問い合わせは

保健課 ☎028-615-7816